

# INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025  
E-mail jalisa@jalisa.info  
20-4-906, Araki-town Shinjuku, Tokyo, 160-0007  
Japan Lawyers International Solidarity Association

## CONTENTS

No.180 June 1, 2014

### ■Global Article Nine Conference in Kansai 2013

- What I Learned in the Military : David Rothausser (Film director (US)) 1
- : Belhassen Ennouri(Lawyer (Tunisia)) 5

### ■Migrant Issues

- The Challenge of Douglas MacLean, Representative of Justice Without Borders : Yayoi Hasegawa (Lawyer) 8
- JUSTICE WITHOUT BORDERS 11
- Activities of the Migrant Worker Study Group : Hisanori Shikata (Lawyer, Secretary-General of the Migrant Worker Study Group) 12

### ■Right to Peace

- Activities from November to December in 2013 : Jun Sasamoto (Japan Committee of right to peace) 13
- Japan Federation of Bar Associations: Written Statement on the Draft Declaration on the Right to Peace 17
- Korea: Written Statement on the Draft Declaration on the Right to Peace 21
- Counter-Report on the Japanese government report submitted to the Human Rights Committee : Kyoichi Kanno (Chairman of International Division, League Demanding State Compensation for the Victims of the Public Order Maintenance Law) 24
- There Are No Statutory Limitations for War Crimes Or Crimes Against Humanity — Apologies and Compensation Due to Public Order Maintenance Law Victims: Particularly in Connection with Articles 7 and 18 of the International Covenant on Civil and Political Rights League Demanding State Compensation for the Victims of the Public Order Maintenance Law 25
- “Symposium for Abolition of the Secrets Protection Law,” Hosted Jointly by Seven Lawyers’ Organizations : Hiroshi Miyasaka (Secretary-General, Japan Lawyers International Solidarity Association) 28
- Second Nationwide Research and Exchange Conference in Fukushima on “Nuclear Power Plant and Human Rights : Seichi Okuma (president, Japan Lawyers International Solidarity Association) 33
- In Memoriam: Yorio Shiokawa : Osamu Niikura (Professor, Aoyama Gakuin University) 34
- Activity Report 42
- Editorial Note 42

# INTERJURIST

日本国際法律家協会 Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.180

2014年6月1日発行

### ■9条世界会議・関西2013

- 軍隊で教えられたこと アメリカ・映画監督 デビッド・ロスハウザー 1
- チュニジア・弁護士 ベルハッセン・エヌーリ 5

### ■移民問題

- JUSTICE WITHOUT BORDERS 代表 Douglas MacLean 氏の挑戦 弁護士 長谷川 弥生 8
- JUSTICE WITHOUT BORDERS 11
- マイグラント研究会の活動について  
マイグラント研究会事務局長 / 弁護士 四方 久寛 12

### ■平和への権利

- 2014年6月30日～作業部会第2会期に向けて  
平和への権利・日本実行委員会 事務局長 笹本 潤 13
- 日本弁護士連合会：平和に対する権利国連宣言草案に対する意見書 17

- 法律家7団体共催  
「シンポジウム秘密保護法廃止へ」 韓国：平和への権利宣言案についての意見書 21  
日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩 28

- 第2回“原発と人権”全国研究交流集会 in 福島  
開催される 自由権規約委員会に提出された日本政府報告書の  
カウンターレポートについて  
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部長  
菅野 亨一 24  
日本国際法律家協会 会長 大熊 政一 33

- 塩川頼男さんを偲んで 青山学院大学 新倉 修 34
- JALISA活動日誌 42
- 編集後記 42
- 戦争犯罪及び人道に反する罪に時効はない  
治安維持法犠牲者へ謝罪と賠償を  
—自由権規約第7条、第18条に関連して—  
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 25

## 9条世界会議・関西2013

### 軍隊で教えられたこと

アメリカ・映画監督 デビッド・ロスハウザー

「お前たち。今日で米軍での基礎訓練は完了だ。これでお前たちもプロの殺し屋だ」。これが、朝鮮戦争中に8週間の訓練を終えた我々を待っていた言葉でした。「プロの殺し屋」というのは、軍に入隊したとき期待していたものではありませんでした。

ある日、私は隊付きの司祭を訪ねて、こう訊きました。「神父様。聖書では“汝、殺すなかれ”と言っているのに、なぜ自分たちは人を殺す訓練をしているのでしょうか?」。すると司祭はこう答えました。「それでは、聖書の中で“国や宗教を守るためなら殺してもよい”と言っている箇所を君に教えてあげよう」。その時、私は聖書の詳細を求めたりしませんでした、この司祭の言った言葉を決して忘れませんでした。



軍務を終えて間もなく私は、夏の長期体験学習プログラムでドイツを旅行し、生涯の友人となった人々に会いました。第2次世界大戦について、彼らと長いこと議論をしました。帰国後、私は個人的な誓いを立て、今日までそれを守っています。“友人が居る国に対する戦争には、決して賛成しない。賛成することを決して自分に許さない。”友情は、とても重要だからです。

後に、アメリカ史上最も多く多くの勲章を授けられた海兵隊のスメドレー・バトラー少将が『War Is A Racket (戦争はペテンだ)』（2005年、発行：七つ森書房、訳：吉田健正）という本を書き、自らのキャリアを「資本主義のギャングの一味」と記していたのを、私は知りました。少し本から引用します。

「私は、ウォール街、銀行家の用心棒として33年を過ごした。メキシコを安全な場所にする手助けをした。ハイチやキューバを、ナショナル・シティバンクが儲けをかき集められる場所にする手伝いをした。ウォール街の権益のために、半ダースそこらの中央アメリカの共和国を蹂躪した。振り返ってみると、自分ならアル・カポネにすらいいヒントをやれたと思う。ヤツにできたのは、ただだか3つの地区で荒稼ぎをすることだったけれど、私は3つの大陸を股にかけていたのだ。」引用中の「アル・カポネ」は1930年代シカゴのギャングです。

### 映画製作の動機

第2次世界大戦中、私は原爆と同じ時代に成長し、原爆のことを素晴らしい科学発明だと思っていました。何年も経ってから、『広島』という本を読んで放射能汚染の長期的影響に気づき、それが自分の家族や子孫に降りかかるかもしれない、と感じるようになりました。その日以降、原爆というのは恐ろしいテロ行為である、毎日、人間の頭から離れないという心理的テロ行為なのだ、と思うようになりました。

2001年に、ボストンにある日本の短期大学で教えているときに、私は日本国憲法9条に出会いました。その時、最初に思ったのは、どうしてこれがアメリカ憲法にないのだろうか、ということでした。憲法9条について書いたり、人と話したりしはじめて間もなく、アメリカ人の中には、平和運動に関わっている人たちですら、憲法9条のことを聞いたことのある人がほとんどいない、と知りました。

2010年に、広島と長崎で被爆して生き残った人々を描いた『被爆者として生きる』という映画を制作し、多くの都市で上映しました。そして行く先々で9条の話をしました。

2011年に婦人国際平和自由連盟(WILPF)から、「アメリカ合衆国憲法の修正条項の1つとして憲法9条のアメリカ・バージョンを採用する」という決議を出すための助成金を獲得できました。また、「平和を求める退役軍人」という団体からも支援をいただくことができました。

### アメリカに9条を

では、アメリカ合衆国憲法にこの9条を採用するという実現可能性は、いったいどのくらいあるのでしょうか?

ただそれを考える前に、もっと大きな問題が残っています。それは、アメリカにはたして《平和》を受け入れる準備ができていのかどうか、です。

平均的なアメリカ人にとって、《平和》とは何を意味するのか。個々のアメリカ人には、我々の憲法にも9条を持つという考えに賛同してくれる人たちはいます。憲法9条の力は、それが生きていて活動している文書だということだと思えます。そして、それが67年間生き延びてきた、ということ。アメリカにおいては、この9条の前に立ちふさがり、取り除かなければならない障害が存在しています。

第一に、影の実力者たち(パワーブローカー)です。こう呼ばれる人たちは人口の1%ほどであり、平和な時も、戦争の時も経済を動かしています。その次は、コンピュータ技術を持つ巨大産業と兵器製造業者です。もちろん政府と軍も、こうした軍産複合体の受益者ですから、忘れてはなりません。これらの人々が、いわゆるパクス・アメリカナと呼ばれる世界最大の帝国を安泰にするため、万里の長城のような大きな壁を築いているのです。

加えて、現状に満足した市民も大きな障害です。世界の裏側で起きている問題にかかわらずにはあまりにも現状が快適すぎ、9条が現実的な平和への道だと考えるにはあまりにも懐疑的な人々です。状況は寒々しいのですけれど、それすらも大衆文化によって覆い隠され、例えば、日本との核兵器に関する密約とか、今も続く沖縄の蹂躪だとか、深刻な政府の逸脱行動・犯罪的行動をも糊塗されてしまいます。

いったいどうしたら、9条がアメリカ人の心に入り込む足がかりを得られるのでしょうか。どうすれば、何十年と続いてきた戦争を一掃できるのでしょうか？そう尋ねれば、「これからも、いつだって戦争はあるのだよ」と返ってきます。ですから私たちは、「核の時代はそうではないのだ」と答えます。「次の大戦、次は最期になるだろう」と。パワーブローカーが核のルーレットで上機嫌に遊んでいる様子が、私の頭に浮かびます。そのルーレット盤には人間の命が乗せられているのです。

しかし、この彼=パワーブローカーは、私自身の兄弟姉妹であり、息子や娘であり、血の紐帯で結ばれているのです。自分をこのブローカーから除外できない。自分が、子どもたちが生き残るよう、この中毒を治す方法を見つけなければなりません。他にすべはないのです。

それでは、9条がアメリカ憲法に採用されるためには、どんなステップが必要でしょうか。まず、それは説明責任だということです。戦争を起こすにはお金がかかります。誰がそれを負担し、誰が戦争に投資して利益を得ているのか、名前をはっきりと挙げるべき時です。真実を明らかにする結果が恐くて、政府がこれまで守り隠してきた名前です。20世紀以来のすべての戦争を惹起した、その裏にある名前が語られなければなりません。ニュージャージーにあるスタンダード石油、現在はエクソンとして知られる会社が、第2次世界大戦前と戦中にナチスの軍事機構に航空燃料を提供していたのを、知っている人はどのくらいいるのでしょうか。また、IBMがナチスに電算機の技術を提供して、ナチスはそれなしにはホロコーストを遂行できなかったことを、ご存知の人がどれほどいるのでしょうか？ウォール街は、ナチスがユダヤ人を根絶やしにする強制収容所で使った毒ガスチクロンBを生産していたIGファルベン社にお金を出している、そのことを知っている人はどのくらいいるのでしょうか？また、ウォール街が、ベトナム戦争中にソ連に資金を供給していた責任を問われなければならない、ということです。北ベトナムが使用した兵器の80%以上がソ連から来たもので、ウォール街のパワーブローカーがその資金を出していました。国際人道法は、こうした説明責任なしには生き残ることができません。

“欲望”ということについて、話をしたいと思います。アメリカ人も平和をほしいと言います。求めているのです。核の時代に、他に選択肢があるのでしょうか。欲望は、恐怖に根ざすものではなく、前向きなものでなければなりません。我々は、欲望を抱いて生まれてきています。我々は、あらゆる形の多様性を求める、多面的な人間なのです。だから、平和に対して、あこがれるのはごく自然なことです。いつの日か、平和は深く根を張って、もはや「平和」という言葉が使われなくても

いい、そんな日が来るかもしれません。それには幅広い教育が必要だと思います。ちょっとしたエピソードを皆さんに聞いてほしいと思います。

私が教えているボストンの日本人学校では、生徒はみんな英語とアメリカ文化を勉強しにやってきます。ある日、銃について話をしてみました。「我々の民主主義では、欲しいだけの銃を、あらゆる種類の銃を買う自由があるんだ」と話しました。「ボストンだったらダウントウンで20分もあれば銃を買えるよ。君たちも同じ民主主義の国に住んでいるんだから、どうして私たちみたいに銃を手に入れたいんだい、日本でも？」と訊いてみました。すると、生徒たちは事もなげに「要らないから」と答えました。

当たり前の生き方としての平和。戦争を起こすことの代替物としての平和ではない。これこそが、これからの我々の生き残りに不可欠なものだと思っています。特に、1945年以来、我々の暮らしているこの核の時代においては。もしかしたら平和というのは、自分自身を深く生命の躍動として愛することを知り、この壊れやすい星の住民として、あらゆる生命すべてを尊重することを学ぶということなのかもしれません。

素晴らしいチャンスが目の前に広がっていると思います。1つは、日本とアメリカの同盟です。世界は、アメリカがリードを取るのを待っています。是非はともかくとして、アメリカなら何かができる。アメリカ政府は嫌いでも、アメリカという理想、あるいはアメリカが投影する希望のシンボルは愛されています。しかし、アメリカ単独では平和への邁進をリードできませんし、すべきでもありません。“日本と手を携えたアメリカ”であれば、話は別です。そもそも、ありえない2人の夢想家が手を組んだことから、すべてが始まったのです。1人は幣原喜重郎、日本の平和主義者の政治家。もう1人は、武力を頼み《アメリカの平和》のために戦ってきた戦士、マッカーサー元帥ですが、この2人は、魂と魂では同等の人として相まみえたのです。政治家が軍人の目をまっすぐに見つめ、「日本に平和憲法を与えてください」と挑みました。戦士は、つかのま押し黙り、軍神に仕えた自らの年月を静かに振り返りました。マッカーサーはこう言いました。「世紀末には、敵は、銃剣の先のたった1人でした。次に出てきた機関銃は、一度で何十人も殺すようにできていました。その後は重火器、次は航空爆弾、その後が原爆だった。今では、実験室で休むことを知らぬ手で、我々は一撃ですべてを破壊する方法を見つける仕事を続けている。今日、戦争をしてもそこに勝者はいません。集団自殺のタネがまかれるだけなのだ。戦争の廃絶こそが、我々の合意できる問題でしょう。」こうして軍人と政治家は握手を交わしました。憲法9条の誕生でした。9条が日米双方の憲法にあってこそ、2つの国は、戦争を根絶するという目的において、国連を支援する強力な同盟ができるのです。戦争根絶こそが、国連設立の主な理由だったのですから。

もし平和が人間だったとしたら、9条はその心臓の鼓動です。しかし平和は確かに人であり、この会場にいる皆さん一人ひとりの胸に9条が巡っているのです。

チュニジア・弁護士 ベルハッセン・エヌーリ

友人の皆さま。“アラブの春”は、中東・北アフリカの最近の歴史を特徴づける1つのモザイクとなりました。チュニジアでの大規模で自然発生的な市民のデモンストレーションから“アラブの春”は始まりました。これは、警察官に果物を押収されたことに抗議して焼身自殺した、職のない若者モハメッド・ハレッド・サイドさんのような、貧しい無職の周辺に追いやられたチュニジアの人々に対する悲愁を表現するために行われたものです。



人々は、表現の自由、公平性、説明責任や民主主義を求めてデモンストレーションを始めました。雨の日も、寒い夜も、武装警官の一部が頭や首をめがけて発砲する中で、人々は平穏にデモをしました。そして、その1ヵ月後、チュニジアの独裁者は国を逃れ、エジプトの独裁者は拘束され、リビアの独裁者は殺されました。

1ヵ月の間に、チュニジアでは338人の若い男女の命が奪われ、2000人以上が負傷しました。エジプトではもっと多くの命が失われています。恐怖から免れるというために、彼らは自らを犠牲にしたのです。

“アラブの春”は、2011年に私たちが目にしたとおり、民主主義と人権を約束しました。史上初の自由で公正な普通選挙が、チュニジア、リビア、エジプトで行われました。選挙の勝者は、過去の独裁体制が犯した間違いを繰り返さないことを約束しました。

しかし、私たちの希望と期待は大きく高いものであったにもかかわらず、いたる所に秩序と平和を乱す脅威が存在します。民主化の経験を経ても、今なお我々は恐怖から免れることはできていません。

友人の皆さま。武器への支出がGDPの5.1%～11.4%を占める上位15ヵ国のうち、12が中東・アフリカ諸国であること思い起こして下さい。これらの国々が、社会政策にどれだけ支出しているかということと比べると、これは衝撃的な事実です。実際、軍事への割合が一番高い国において、子ども、教育への支出がGDPに占める割合がたったの6.20%で世界37位、医療支出が占める割合がたったの9.7%で世界34位なのです。

リビアの“アラブの春”では、反政府側が武器倉庫を襲い、武器を盗み出しました。今でも覚えています。16歳にも満たないリビアの子どもが誇らしげに、私にその経験を話してくれました。負傷したリビア人たちをトルコで訪ねたときの事です。その少年は戦いや殺し合いを目撃

し、支援して自ら参加したのです。警備の者たちと戦い、そうして殺した後に倉庫の中に入ると、手榴弾やカラシニコフ銃、その他数多くの武器があったと、彼は話していました。また、私に色々な武器の名前を教えてくれて、あまりにも多くて覚えきれないほどでしたが、それだけたくさんの物を見つけたと言っていました。そして木箱を開け、他の反政府側の人たちに武器を配り始めたのですが、あまりにも多くの武器があったので、反政府側の者たちは箱をいくつか持ち帰ったほどだと、彼は言いました。リビアとシリアでは、あまりにも多くの子どもたちが武器を持って戦いました。そのうち一部は殺され、一部は命を落としました。生き残った者は一生、そのできごとを覚えていることでしょう。“アラブの春”以降、リビアは今なお日常的な悲劇に苦しんでいます。人や財産に対する略奪も日常茶飯事です。現状はあまりに厳しいので、リビアの首相でさえ「リビアは機能不全に陥った国ではない。リビアという国家はまだ存立していてもいいのだ」と言うのです。驚くことに、そして悲しいことに、ノーベル平和賞受賞者のバラク・オバマは、反政府派らと共にシリアに介入すべきと呼びかけた最初の人物でした。彼は、シリア政府が、ある村全体に対して「化学兵器を使用し、子どもや女性の非戦闘員を虐殺した」として、自らの主張を擁護しました。しかし、戦争を止めるために、戦争が必要なのでしょうか？ある戦争を止めるための新しい戦争もまた戦争です。正しい戦争とまちがった戦争があるわけではありません。どんな戦争も人々を殺し、夢を打ち砕くからです。戦争は、真剣で賢明な交渉を通して止めることができます。剣を「月の葉」に変えることができるように、月をより広い平和への賛美に変えることも考えられます。

ほんの数ヶ月前、明らかに違法なクーデターがエジプトで起こりました。共和制を取りながら、公正な大統領選挙の結果、示された人々の意思を覆すことができるとは、どういうことでしょうか。今、その立場をないがしろにした、エジプトの共和制の制度設計はバランスを欠いています。強力な大統領制、弱い議会、弱い裁判所、そして超巨大権力を持った国軍があります。エジプトは、民主制をまさに実体験として経験しているところでした。自由選挙で選出された大統領は、彼の前任者と同じ間違いを犯してしまいました。民主主義社会では三権が相互に監視しますが、エジプトでは大統領府に向かって「間違っている」と言う機関がありません。だから大統領は間違いを犯し続けました。大統領の行動を審査する裁判所もなく、弾劾することができる独立した機関もありませんでした。大統領を止めることが可能なのは、非常に強力な軍部でしかありませんでした。彼を止める唯一の方法で最悪の方法でした。エジプト軍は、間違いをさらに罪深い間違いによって正そうとしたのです。エジプトは、代わりに、大統領の間違いを止めるため、国民的なプレッシャーと市民社会を動員し、交渉を開始するというチャンスがあったにもかかわらず、それを読み間違いました。そして今、血なまぐさい内戦となり、バカバカしい争

いが起こっています。もし軍部が、共和制のもとで超巨大権力ではなく相応の権力を持っていたら、エジプト人はモルシの間違いを解決するに当たり、平和的な選択肢に頼らざるを得なかったでしょう。

チュニジアでは軍部は小規模で、国境を守るためだけに活用されています。そして、危機の時や選挙その他の重要な事態においては、介入することはありません。チュニジアでは、政府がエジプトのモルシと同じ間違いを犯しましたが、クーデターは起こりませんでしたし、起こるリスクもありません。そして、反対派と政府との交渉が行き詰まった時でさえ、チュニジアの NGO や、市民社会一般は、すべての関係者に対し、全国的な対話に参加するよう、平和的な解決策を探るよう仕向けました。

軍をより小さな、効率的な専門家組織として国の安全保障を担当させるというのは、中東・アフリカに日本の憲法9条の精神を広げる必要性を思い起こさせます。巨大な軍を持つことは、近隣諸国に対する脅威となるのみならず、その国での民主主義、民主化の移行に対しての脅威ともなることを証明しています。

私の国チュニジアは、脅威やリスクから無縁ではありません。2013年に起こったテロによる暗殺に対して、今も戦い続けています。過激主義は兵士の貧困の直接的な結果です。物質的貧困と社会的な脅威がさらに過熱していきます。

今の中東地域において戦争や争いの元となっている過激主義とたたかうことは、貧困と失業と同時に闘うことから始まります。戦争するとしたら、貧困と失業を無くすための戦争であるべきです。この戦争では、軍隊は NGO で、武器は、力をつけた開かれた学校や大学、そして強固な構造的な投資であるべきです。

対話や交渉ではなく暴力に頼って紛争を解決することは、双方当事者のどちらの利益にもなりません。私たち「平和と人権の促進のための地中海協会」は、日本の憲法9条を支持します。

また、その精神を同じように擁護します。そして、その精神を我々中東での革命後の憲法に生かすことを求めます。今もそして、これからも求めていきます。チュニジア、エジプト、その他の国では、今、憲法の草案が作成されているところです。地域センターを作って、9条の精神を中東全体として北アフリカ全体に広げていきたい。それをぜひ提唱したいと思っています。そうすることで軍の役割というものを再度洗い直し、そして、共和制の中での軍の位置づけや規模なども捉え直すべきですし、また、軍事費の合理化をしてゆき、社会的な行動あるいは社会的にメリットのあるものにしていくべきですし、また武器の取引というのも考えていくべきだと考えています。

## 移民問題

JUSTICE WITHOUT BORDERS 代表

### Douglas MacLean 氏の挑戦

弁護士 長谷川弥生

#### 1 ダグラス・マクレーン (Douglas MacLean) さんの紹介

ダグラス・マクレーンさん（以下「マクレーンさん」といいます。）はニューヨーク州の弁護士で、人身取引及び国際結婚移住者の課題について、昨年まで東京大学において研究員をしておられました。

現在はタイに在住して、国際労働移住者が直面している問題に取り組む NGO 団体「JUSTICE WITHOUT BORDERS」の設立に向けて、同団体の代表として活動なさっています。

#### 2 JALISA におけるミーティング

2014年2月10日、JALISAの事務所において、マクレーンさん、笹本潤弁護士、ブッチさん（フィリピンの法律家団体 NUPL からのインターン）が人身取引問題について意見交換を行いました。私も同席させてもらい、興味深く聞かせていただきました。

マクレーンさんからは、偽装結婚を隠れ蓑にした国際人身取引の現状や問題点、NGO設立の目的などのお話があり、笹本弁護士およびブッチさんは、フィリピンの移民問題や、JALISAとフィリピン弁護士団体との連携などについて話をしました。

マクレーンさんからの話題は概要以下のとおりです。

#### 〈日本を含むアジアの人身取引について〉

- 人身取引問題について、国際的な法律家のネットワークが必要である。企業法務系の大規模事務所において電話一本で国際的につながるネットワークが構築されているのと同様に、人権分野でも国際的ネットワークが作れるとよい。
- 日本の弁護士の中には個人的に国際的なネットワークを持って活動している方もいる。しかしそれでは足りない。組織としてのネットワークが必要である。
- 国際的な組織を作ることにより、多国間にわたる弁護士間の協力体制ができる、各国の実務上のノウハウを参考にしたり共有したりすることができる、さらにデータを集めることにより国際的な実情の把握ができる、国内的にはデータの集積により行政内部の基準を推測する

ことができる, など, さまざまなメリットがある。

- 被害者救済について, 精神的損害の賠償などもっと賠償請求を考慮すべきである。経済的利益が得られることにより被害者が立ち上がるきっかけにもなるだろう。
- 加害者の刑事訴追がもっと必要である。
- 被害者が法的サービスを十分に受けられるよう, 被害者在留資格の創設, 弁護士費用の援助, 国際的協力体制の構築などが必要である。
- 4年前に国連においてアジアにおける人身取引の例としてベトナム, 中国, 台湾の問題が報告された際, 日本については, アジアにおいて移民の大量受け入れ国であるにもかかわらず, 人身取引被害の実態がブラックボックスである, との報告がなされた。移民の受け入れが多いのであるから, 人身取引被害が多数発生していると考えられるにもかかわらず, 検挙率は毎年わずかに数十人程度であり, 明らかに取りこぼしがあるだろう。早急に実態調査が必要である。
- 日本の地域によっては, 警察は被害者保護に協力的である。しかし, 検察官の協力は著しく弱い。人身取引については裁判に耐えうるだけの証拠がないことが多い。強制わいせつ罪や監禁罪での立件はそれなりにされるようであるから, 人身取引についての刑事訴追対策が十分ではない現時点では, 対象とする罪も検討するとよいのではないか。
- 被害者認定について, ID証明がなくても (パスポートを取り上げられる被害者は多い) 加害者に対して責任追及できるようにすべきである。被害者が「誰」であるかについて公的証明がなくても「被害者」ということには変わりはない。シンガポールではかかる場合にも責任追及できるしくみがある。
- 被害者認定について, 日本での低賃金労働が, 低賃金といえども本国における平均賃金などと比べて低くないのであれば搾取されていると認定されないこともある (例えば, ミャンマーでの1か月の平均賃金は日本円に換算すれば5000円である)。
- 被害者支援に取り組む法律家自身の安全も確保する必要がある。警察との協力など。

### 3 JUSITICE WITHOUT BORDERS について

JUSITICE WITHOUT BORDERS のミッションおよび活動方針は以下のとおりです。

#### (1) ミッション

国境を超えてサポートするネットワークを作ることによって, 人身取引や搾取の被害者が外国にいる加害者に対する法的請求ができるようにすること。いままに起こっている事件の法的なサポートや, 知識や経験を集約することによって被害者へのサービスの向上, 法的・政治的な提

言を行い, 移民の基本的な人権を擁護すること。

#### (2) 主な活動

基本的活動の三つの柱は以下のとおりです。

- 国境を超えて関係者を結びつけること。  
送り出し国, 受入国のさまざまな関係者を結びつけること。
- 個々の事件のサポート  
組織として事件全般にわたる支援をすることにより, 国境を超える個々の事件において生じる実務上の障害を克服できるよう支援すること。
- 情報や実例の経験を分類して共有すること  
共有することにより, 短期的中期的には, 国境を超える協力体制をより効果的にしていくし, 長期的には, 法的もしくは政治的な制度改革に役にたつ。

### 4 ミーティングに同席しての感想

(1) 日本の実態はブラックボックスである, と指摘されたことが印象的でした。確かに早急に調査が必要であり, 声を上げることのできない被害者を認識し, 救済をする必要があります。

(2) 日本において一般的には「人身取引? それは日本に関係あるの? 遠い国の話ではないの?」という反応も多く, 現在, 「日本が世界で有数の人身取引被害者の受入大国である。」という事実を認識している人は, まだまだ少ないと思います。被害者に対する誤解 (仕事の内容がどうであれ, お金を稼ぐために本人も承知で来たのではないか, など。) があることも否定できません。実際には騙されたり強制されたりして連れて来られて, 帰りたくても帰れない人が多い, ということについて, 多くの人は, 真実を知らなかったり, 誤解していたりするでしょう。

そこでこの問題については, もっと実態についての広報も必要であると思いました。

(3) 組織的に弁護士などの関係者がつながるということについては, JALISA と NUPL が現在進めている連携と同様であり, 我々の連携が有意義であることが再確認できました。今後も連携を深める活動に参加していきたいと思っています。

マクレーンさんの今後のご活躍を応援したいと思います。

「JUSITICE WITHOUT BORDERS」は現在ホームページを作成中。ご興味のある方はご連絡ください。  
連絡先は [maclean@forjusticewithoutborders.org](mailto:maclean@forjusticewithoutborders.org) (マクレーンさん宛)

日本語でどうぞ, とのことです。



## JUSTICE WITHOUT BORDERS

*Because the right to just compensation shouldn't end when a victim returns home.*

### Mission Statement<sup>1</sup>

Justice Without Borders enables victims of human trafficking and exploitation to seek legal remedies against their abusers in targeted host countries by building support networks across national borders. We provide direct logistical and legal support to ongoing cases, cataloguing the lessons learned to improve client services and to support legal and policy advocacy aimed at securing migrants' fundamental rights.

### What is the need?

Individuals are increasingly migrating across borders for work. Many face exploitation, from unpaid wages to outright human trafficking. With legal aid, victims can seek redress in the host country. However, many migrants return home before they can start or complete a case. They give up, lose contact, and the case drops. A cross-border support network that includes legal aid can ensure contact continues, offering a real chance at compensation. Unfortunately, such networks are badly underdeveloped, particularly between home countries in East Asia and the various host countries to which migrants travel.

### Programmatic Support

Justice Without Borders envisions three key activities:

- 1) **Connecting stakeholders:** The organization implements a successful cycle of identifying and connecting appropriate legal and non-law stakeholders in home and host countries where legal needs are greatest. As networks are established, particularly committed stakeholders in each country are identified to continue sustaining and expanding the network.
- 2) **Case support:** Through a full range of logistical and legal support, the organization helps collaborators overcome practical barriers common to cross-border cases. Success is measured by stakeholder satisfaction with the service, the number of cases brought in each home-host country pair, number of settlements or final judgments, and a success rate comparable to cases where the client still resides in the host country.
- 3) **Cataloguing and sharing information and lessons learned:** Information on stakeholders, available legal claims, and the lessons learned from collaborations are collected. Taking confidentiality into full account, store information in a knowledge bank accessible to stakeholders as appropriate. The accumulated experience supports more effective cross-border collaborations in the short-term to medium-term and fuels legal and policy reform in host countries in the long-term.

### Three-Year Vision

Justice Without Borders becomes the lead organization in promoting cross-border civil action on behalf of victims of human trafficking and exploitation across East Asia. Multiple home-host country pairs have active legal and non-legal support networks, with multiple cases successfully launched. Lessons learned inform future outreach, improve case support, and strengthen advocacy campaigns for legal and policy reforms to secure labor migrants' rights in host countries. The organization becomes a go-to provider of case support, and the knowledge bank is regularly updated, with case analysis authored and shared.

### Stakeholders

Victims of human trafficking and exploitation, migrant aid organizations, university clinical legal education programs and their law students, lawyers, and legal aid associations in targeted host and home countries, as well as our generous funders.

<sup>1</sup> Justice Without Borders is currently registering for non-profit corporation status (501(c)(3)) in the United States. From December 2013, we will operate under the auspices of Bridges Across Borders Southeast Asia Community Legal Education Initiative (BABSEA CLE) until registration is complete. We greatly appreciate BABSEA CLE's generosity and logistical support as we launch our organization.

## マイグランド研究会の活動について

マイグランド研究会事務局長／弁護士 四方 久寛

マイグランド研究会は、弁護士、研究者、通訳人、労働組合関係者、外国人支援団体関係者などで作る団体で、2007年の結成以来、外国人労働者の支援、外国人問題の研究を行っています。事務局を大阪に置き、実働の会員は、大阪を中心に、東は名古屋、西は広島まで分布しています。

マイグランド研究会では、大阪に常設の法律相談窓口を置き、日本語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・英語で外国人労働者からの法律相談（電話相談は原則無料）を受け付けています。法律相談の内容は、労働問題を中心に、国際結婚・離婚、交通事故などの一般民事などに及びます。相談は、近畿・東海地方を中心に、遠くは関東・東北・中国地方からも寄せられており、2013年度の1年間に65件の相談が寄せられました。相談内容は、労働が39件、家事が7件、相談者の国籍は、中国が38件、ブラジルが13件などとなっています。

また、通常の相談の他、年に1,2回程度、電話相談会も行っています。2013年には、4月と10月の2回、外国人労働者弁護団、研修生問題弁護士連絡会との共催で、東京、大阪、名古屋に窓口を設け、ポルトガル語・スペイン語・中国語・英語の通訳人を配置して労働問題についての電話相談会を行い、南米スペイン語圏出身者から20件を超える相談が寄せられました。

この他、マイグランド研究会では、毎月1回、10名前後の会員が集まって定例会を行っています。定例会では、研究会に相談のあった案件や会員弁護士が担当している事件の検討や会員の研究報告などを行っています。2014年2月の定例会には、国際法律家協会からのご紹介で、移住労働者支援のネットワーク構築の活動をしておられるフィリピンの活動家の方にお越しいただき、お話をうかがいました。

今後、マイグランド研究会では、常設の法律相談の窓口を名古屋にも置くとともに、現在ある日本語・ポルトガル語・中国語・英語のリーフレットに加え、スペイン語・タガログ語・ベトナム語のリーフレットも作成し、相談体制の拡充を図ることにしています。

(マイグランド研究会ウェブサイト：<http://www.migrant-worker.org/>)

# 平和への権利

## 2014年6月30日～作業部会第2会期に向けて

平和への権利・日本実行委員会 事務局長 笹本 潤

国連人権理事会の平和への権利・作業部会第2会期が2014年6月30日からジュネーブの国連本部で開かれます。

昨年の2月作業部会第1会期が開かれましたが、その中で賛成国と反対国の対立が激しく、反対国も合意できるような作業部会議長提案の作成が難航しているらしいです(現地からの情報)。

しかし、作業部会に提出するために、NGOの日本弁護士会連合会(日弁連)と韓国の参与連帯など5団体の意見書が作成されました(日弁連は2014年2月18日に作業部会に提出済み)。そこで本号では、これらの意見書を紹介します。

また、現在日本では、集団的自衛権行使を認めるかどうかをめぐる大きい議論が展開されていますが、平和への権利の国連の議論の中で、法典化に反対する西側先進国は、同時にNATO、米韓相互防衛条約、そして日米軍事同盟(日米安保)など集団的自衛権を定める軍事同盟を積極的に推進している国でもあります。平和への権利に反対するのは、集団的自衛権行使という軍事行動が平和への権利によって制約がかかる可能性があるからに他なりません。自由法曹団・5月集會に報告した私の原稿を一部改変したものも合わせて紹介します。

### I 集団的自衛権と平和への権利

#### II 日弁連意見書

#### III 韓国 NGO の意見書

### I 「今国連で起こっていることと、日本の集団的自衛権容認の動き」

(以下は、自由法曹団・5月集會特別報告集原稿を一部改編しました。)

笹本 潤

今日本では、秘密保護法の制定、集団的自衛権行使の容認へと事実上の9条改憲への動きが進んでいる。しかし、自衛権や軍事力の強化は必ずしも世界の主流の流れではない。「世界の流れ」と言っても、国家レベルでは確かに好戦的国家はいくつかあるが、世界は国家の

集合だけでできているわけではない。世界の市民や市民団体も大きな「世界の流れ」を形成しているし、ラテンアメリカ諸国も冷戦終了後、アメリカの支配から脱して、国連加盟諸国の中でも大きい平和勢力を形成している。そういう背景の中で登場してきたのが、平和への権利・国連宣言である。

### 1, 国連の動き、世界の市民の動き—平和の方向へ

2008年以来、国連人権理事会の場では平和への権利(平和的生存権を含む)を国際法典化しようという人権理事会の決議があがっている。現在は、国連人権理事会内に作業部会が設置され、集中的な審議が進められているところである。2014年7月初頭に作業部会の第2会期が5日間かけて行われ、その後順調に審議が進めば、人権理事会で決議、国連総会で採択となり、平和への権利・国連宣言が誕生する。

しかし、現在、審議は順調に進んでいるとは言えない。2014年2月に開催が予定されていた作業部会の第2会期は、7月に延期になってしまった。現在人権理事会ではコンセンサス方式(全員一致制)で審議を進めている。そのため、アメリカやEUなどの西側先進諸国が法典化に反対の意見を言うと、一致点をさぐるために調整に時間がかかってしまうのである。確かに人権理事国や総会では賛成国が約3分の2をしめるので、多数決で押し切れれば法典化を成功させることはできる。しかし、それでは国連宣言として成立した後に、反対国は宣言を守らないなど実行段階の弊害が出てくる。

現在のところ、反対国(棄権国も含む)は、アメリカ、EU諸国(イギリス、オランダ、イタリアなどすべてのヨーロッパ諸国が反対もしくは棄権)、日本、韓国である。賛成国は、ロシア、中国、アジア諸国、アフリカ諸国、ラテンアメリカ諸国である。国連安保理の常任理事国内部でも、2ヶ国が賛成しており割れている。人権理事会の投票の分布では、【反対】西側先進諸国(約3分の1) vs 【賛成】それ以外の諸国(数では約3分の2を占める)である。現在は、反対国でも同意できるような条項をさぐって、作業部会で調整が進められている。しかし、その様子は非公式でNGOには知らされていないため、NGOが関与しづらくなっている。

### 2, 国連加盟国の分布と集団的自衛権

これらの反対国の分布は、集団的自衛権を認める西側グループとはほぼ同じである。アメリカはアフガン、イラク戦争を遂行したのみならず、EU諸国も近年、人権を「保護する責任」を口実にリビアに空爆を行った。もちろんNATOは集団的自衛権を認めている軍事同盟であるし、韓国も米韓相互防衛条約によって集団的自衛権を認めている。そして日本政府も国連人権理事会の場では、理由については一切説明しないのに、理事会の投票では反対している。反対の理由も言わないで欧米にならって反対するところが、いかにも日本政府らしい態度である。この



ように NATO、米韓、日米軍事同盟の当事国が平和への権利に反対しているとなると、軍事同盟、集団的自衛権の推進国 vs それ以外の諸国というように色分けできてしまう。

しかし、このことは、同時に集団的自衛権を推進する諸国が世界の中では少数派であることをも示している。

特に、2000年以降、ラテンアメリカ諸国が、アメリカの新自由主義政策からの脱却を図り、反米政権が次々と生まれ、外国軍事基地の撤去などを定めた平和的憲法がエクアドル、ベネズエラなどで制定されるようになってきた。そして、この動きは、国連の場にも反映され、人権理事会では述べたように、平和への権利の主要な提案国にもなっている。平和への権利の促進決議を定めた最新の2013年6月の国連人権理事会決議の提案国は、それまではキューバが中心だったが、カリブ海・ラテンアメリカ諸国 (GRULAC) が中心となったというように、大きい勢力になりつつある。

平和への権利草案には、日本の憲法前文にも書かれている、「恐怖と欠乏からの自由」「平和のうちに生存する権利」も明記されている（草案2条1項、2項）。自民党は、これらの権利も憲法前文から削除しようとしているのだから、国連でも平和へ権利に反対するのは一貫しているとも言える。しかし、同時に平和への権利に反対する国が、世界の中では少数であることもまたはっきりする。また、少なくとも日本政府の態度は、現在の日本国憲法の立場に拘束されるのであるから、平和的生存権を全世界の国民のものにしよう書かれている憲法前文の立場との矛盾も隠しようがない。

外務省の役人たちと、個別に会うと、憲法の平和的生存権については話をはぐらすか、前文には拘束力がない、などと逃げながら、結局「どの国が提案国なのか？」ということに関心を示し、国際的な政治的な駆け引きの話になり、日本国憲法の下にあることを忘れたような態度に終始するのである。

### 3, 世界の動きと日本の市民運動

このような国連の状況からすると、今後人権理事会内部で、集団的自衛権行使を推進するグループとそうでないグループの対立が展開され、前者が人権理事会の中でより少数派に追い詰められていくと、世界の力関係も変わってくるであろう。そしてそのような国際情勢は、日本の改憲への動きや集団的自衛権行使容認の動きにも、大きな影響を与えることができるのではないだろうか。

この事態を変えさせるのは、日本の市民運動と国際的な平和運動との連携である。

昨年10月には、大阪で9条世界会議が開かれた。9条は世界でも最も平和的な憲法であり、それを世界的に国際連帯で支える必要がある、と国際民主法律家協会(IADL)の代表は語った。

その流れは、2014年4月の国際民主法律家協会ベルギー大会でも受け継がれ、発展させられていく。

日弁連も2014年2月に平和への権利に関する意見書を国連に提出し、7月の作業部会にも代表を派遣する予定である。

## II 日弁連意見書

### 平和に対する権利国連宣言草案に対する意見書

2014年(平成26年)1月17日 日本弁護士連合会

意見の趣旨 現在国連人権理事会で審議されている平和に対する権利国連宣言草案について、当連合会は、審議の基礎となっている人権理事会諮問委員会案に賛同する立場から、以下の意見を述べる。

1. 平和を国際社会の理念や目標として捉えるだけでなく、個人の権利として捉えなければならぬ。
2. 平和に対する権利宣言は、国連人権理事会で確定され、国連総会において採択されるべきである。
3. 平和に対する権利宣言草案においては、他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった平和的生存に関する具体的な人権を含めるべきである。

#### 意見の理由

1 平和は理念や目標として捉えるだけでなく、個人が平和を要求できる権利として構成すべきこと

国際平和に関しては、国連の他の機関による対処や政府間協議に委ねればよく、権利として構成する必要がないという意見がある。しかし、各国政府は国益や外交関係を優先させる傾向にあり、国連の他の機関による対処や政府間協議だけに国際平和の対処を任せると、諸個人の利益が軽視されるおそれがある。

日本国憲法は、「日本国民は、(中略)政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」として、政府の行為によって戦争になった第二次世界大戦の教訓を踏まえて、憲法前文で全世界の国民の権利として平和のうちに生きる権利を宣言した。これは戦争の惨禍を繰り返さないためには、恐怖と欠乏から免れ、個人が平和のうちに生きる権利を確立することこそが重要であると表明したことにはほかならない。

これは戦争の被害者になりうる個人に平和のうちに生きる権利を確立することが、戦争の抑止につながるという考えである。

全世界の国民が平和のうちに生きる権利を持つと宣言した憲法前文は、国際平和を達成する上で、平和を権利とすることが国際的にも求められていることを示している。

#### 2 平和に対する権利国連宣言の採択について

平和に対する権利については、1978年の「平和のうちに生きる社会の準備宣言」国連総会決議<sup>1</sup>、1984年の「平和に対する人民の権利」国連総会決議<sup>2</sup>や、2008年以來の国連人権理事会における平和に対する権利促進決議<sup>3</sup>など、国連の場において確認されてきた。

平和の問題は、もっぱら国連安全保障理事会で取り扱われるべきとの意見もある。しかし、平和の破壊によって影響を最も受けるのは、何よりもまず個人であるところ、安全保障理事会は諸国家間における平和の維持や実現を協議・決定する機関であつて、個人の立場や利益が直接に反映される場ではない。また、平和に対する権利を個人の権利として保障することは、平和を求める個人の意思が民主的な過程を通じて平和を実現することを可能にするという重要な意義を有する。

したがって、平和に対する権利宣言は、国連人権理事会で確定され、国連総会で採択されるべきである。

3 平和に対する権利宣言草案においては、他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった、平和的生存に関する具体的な人権を含めるべきこと

人間が戦争その他の恐怖にさらされることなく、平和のうちに生きる権利を持つことは、国際人権法においても長らく基本的な自由の一つとして承認されてきた。国連の成立に先立って、アメリカのフランクリン・ルーズベルト大統領の「4つの自由」と題した議会演説(1941年)の中では、「恐怖からの自由」が人間の主要な自由の一つとして提起された。そして、1948年に国連総会が採択した世界人権宣言は、その前文でなによりも、「言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された」と謳っていた。同じ時期に日本が制定した日本国憲法が、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」(前文)と定めたことも、同じ流れの中に存在した。

他方で、世界人権宣言を具体化するものとして進められた国際人権規約をはじめとする人権条約においては、「恐怖からの自由」が具体化されてこなかった。人間が恐怖から自由であるためには、国家が戦争を行わないことを求める権利、国家が始めた戦争に巻き込まれない権利、紛争の予防や終結のために国家が行動することを求める権利、そして戦争によって受けた被害の救済を受ける権利など、少なからぬ人権が実現されなければならない。しかしそれらの平和的生存に関する独自の価値を持つ権利は、国際人権法の中では、これまで具体化されてこなかった。

そこで、「恐怖からの自由」の実現のために、「平和のうちに生きる権利」や、そこから派生

する具体的な人権が、宣言草案として起草され、承認されるべきである。そのことは、これまでの国際社会における実践や、各国内での実践により、支えられてきている。

国際社会における実践としては、次のようなものを挙げることができる。1969年の赤十字国際会議では、持続する平和を享受する権利を人権として宣言するイスタンブール宣言が採択された<sup>4</sup>。1976年の国連人権委員会(当時)決議は、「何人も国際の平和と安全保障のうちに生存する権利を有する」として平和のうちに生きる権利を明言し<sup>5</sup>、その後の1978年<sup>6</sup>及び1982年<sup>7</sup>の国連総会の決議も平和のうちに生きる権利を承認してきた。

各国内の実践としては、例えば、日本における「平和のうちに生存する権利」を具体的な権利として承認する裁判例が存在する。

自衛隊の基地周辺の住民が自衛隊基地は住民の平和のうちに生存する権利を侵害していると主張した長沼訴訟において、1973年の札幌地方裁判所判決<sup>8</sup>は、平和のうちに生存する権利が憲法上の権利であると認めた。

自衛隊のイラク派遣の違憲性が問われた訴訟において、2008年の名古屋高等裁判所判決<sup>9</sup>は、平和のうちに生存する権利の侵害を認定しなかったものの、平和のうちに生存する権利の内容について積極的な判断を行った。すなわち、「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立しないことからして、すべての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利である」とした。そして、戦争に巻き込まれない権利だけでなく、戦争行為に加担しない権利も平和的生存権の内容であるとした。また、同じく自衛隊のイラク派遣が問題となった2009年の岡山地方裁判所判決<sup>10</sup>は、平和的生存権の内容として、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権などがあると示した。

このように、日本の裁判における実践例では、平和のうちに生存する権利が裁判規範として機能しているものもある。

これらの日本の裁判例で認められた平和のうちに生存する権利及びそこから派生する具体的な権利は、すでに国際人権法で承認されている人権に対し、独自の価値を付加することが可能な権利として承認されるべきである。平和に対する権利宣言草案においては、こうした他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった平和的生存に関する具体的な人権が含まれるべきである。

以上

1. "Declaration on the Preparation of Societies for Life in Peace" (A/RES/33/73)  
 2. "Right of peoples to peace" (A/RES/39/11)  
 3. "Promotion on the right of peoples to peace" (A/HRC/RES/8/9, A/HRC/RES/11/4, A/HRC/RES/14/3, A/HRC/RES/17/16, A/HRC/RES/20/15, A/HRC/RES/23/16)  
 4. 21st International Conference of the Red Cross and Red Crescent, Resolution 19: Istanbul Declaration, Istanbul, 1969,

at 104 International Review of the Red Cross, pp. 620-621.

5. UN Commission on Human Rights, Resolution 5 (XXXII), 27 February 1976.

6. 前掲 A/RES/33/73

7. "Human Rights and Scientific and Technological Developments," UN Doc A/RES/37/189 A, 18 December 1982, para. 6.

8. 1973年9月7日札幌地方裁判所判決。控訴審では、法的権利性は否定された。

9. 2008年4月17日名古屋高等裁判所判決。上訴がなく、確定判決である。

10. 2009年2月24日岡山地方裁判所判決。控訴せず、確定判決である。

## 平和への権利宣言案についての意見書

人民の平和への権利の国連人権理事会報告<sup>1</sup>

フレンド オブ ピース  
 社会における法と人権インスティテュート  
 国際連帯のための韓国の家  
 ピースネットワーク  
 参与連帯  
 ピョンテク ピースセンター

1. 私たち、韓国の市民社会組織は、1984年の国連総会で採択された「人民のための平和への権利宣言<sup>2</sup>」を受けて、国際社会と国連人権理事会が、人民の平和への権利を規定する努力をしていることを支持します。私たちは、国連人権理事会諮問委員会によってつくられた成果による人民の平和への権利宣言案が、国連人権理事会で、また近い将来、国連総会の場で深く議論されることを望んでいます。

2. 韓国も同じように、平和への権利は、重要な議題でした。1998年に韓国の光州で採択されたアジア人権宣言<sup>3</sup>は、はっきりとアジアの人民の平和への権利を宣言しています。現行の韓国の憲法が明確に平和への権利について言及していないにも関わらず、国内の平和団体や人権団体は、軍事基地や軍事演習の反対において、2000年から、平和への権利を強調しつづけています。その結果、2006年には、韓国憲法裁判所は、「侵略戦争に強制されないで平和的に生きることを要求する権利<sup>4</sup>」として定義する、平和への権利の規範的な性質を認める判決を下しました。

### 3. 人民のための平和への権利宣言案についてのコメント

(1) 私たちは、軍事基地問題が平和への権利宣言において強調されていないことに懸念を表明します。軍事基地を含むさまざまな軍事施設は、自国の軍隊、または外国軍でも、周辺地域住民の社会的、身体的安全を脅かします。したがって、軍事基地の建設や運用のプロセスを決定する地域住民の民主的な参加は、平和への権利の一部だと認識されるべきです。現在の草案の2条8項「8. 各国は、軍事力および関連予算の民主的統制を保障し」と定義し、3条「軍縮」に武器規制の原則は書かれていますが、軍事基地の問題は、詳細に言及されていません。これと比較して、2010年に採択されたサンティアゴ宣言は、7条の「各国は、自国の軍隊と外国軍基地を段階的に廃止するよう、効果的で協調的な手段を採用しなければならない」と、軍事基地問題に平和への権利の視点を適応させる必要性を

認めました。日本や韓国を含む多くのアジアの国々には、米軍基地に苦しめられているので、宣言に軍事基地問題を規定することは極めて重要です。

(2) 私たちは、平和への権利を実現するうえで、治安部門の民主的な管理が重要であると考えます。その中でも、情報へのアクセスと批判する自由は、平和への権利のもっとも重要な部分です。人民の平和への権利宣言の2条8項に政策決定者の説明責任だけでなく、国家と人間の安全保障のニーズと政策について開かれた議論が保証されることが、はっきり確認されています。サンティアゴ宣言の8条1項と2項は、また、「すべて人民と個人は、国際人権法に従い、好戦的、または侵略的対象よりの情報操作から保護されるために、検閲なしに、さまざまなソースから情報にアクセスする権利、情報を受け取る権利を有する」「すべての人民と個人は、平和への人権を脅かしたり犯したりする、いかなる事象について訴える権利を有する」と述べています。これは、平和への権利の根幹を表しており、平和への権利宣言を確定するときに削除されるべきではありません。韓国では、表現の自由は、国家安全保障法のような法律によってひどく弱体化されてきているので、私たちは、表現の自由は、平和への権利を促進することによって、十分、守られ、促進されることができると希望しています。

(3) 私たちは、良心的兵役拒否の権利が、宣言案5条で強調されていることを感謝しています。1980年から、良心的兵役拒否は国際社会の市民権の中核の1つとして考えられてきており、良心的兵役拒否の権利は、戦争と軍事演習に反対するという特性に照らして平和への権利の中核として認識されるべきであります。2013年、国連人権高等弁務官事務所は、良心的兵役拒否による世界の受刑者92.5%は、韓国の刑務所に服役していると指摘しました<sup>5</sup>。2014年1月には、約700人の良心的兵役拒否が、韓国の刑務所にいます。私たちは、良心的兵役拒否はそれぞれの国が決定する問題、あるいは、国際的な同意がまだない問題だ、という理由で、平和への権利宣言から削除するといくつかの政府が主張したこと<sup>6</sup>に、懸念を表します。私たちは、多くの国が、良心的兵役拒否を基本的な権利として、じゅうぶん理解し、認識していない状況に遺憾の意を表します。

4. 私たちは、韓国市民社会からのコメントが、深刻に取り上げられ、最終的な平和への権利宣言に反映されることを望みます。

1. UN Doc. A/HRC/20/31, Report of the Human Rights Council Advisory Committee on the right of peoples to peace, 16 April 2012
2. UN Doc. A/RES/39/11, Declaration on the Right to Peoples to Peace
3. Declaration on the Right to Peoples to Peace
4. Constitutional Court Decision 2005Hunma268, 23 February 2006. Unfortunately, the decision made by the Constitutional Court in 2009 changed its decision in a way to deny the right to peace. (Decision 2007Hunma369, 28 May 2009)
5. UN Doc. A/HRC/23/22, Analytical report on conscientious objection to military service(Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights)
6. UN Doc. A/HRC/WG.13/1/2, Report of the Open-ended Inter-Governmental Working Group on the Draft United Nations Declaration on the Right to Peace

## 自由権規約委員会に提出された 日本政府報告書のカウンターレポートについて

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部長 菅野亨一

2012年4月に、国際人権理事会の自由権規約委員会に日本政府報告書が提出された。それに対し、2013年7月に、国際人権活動日本委員会 (JWCHR) が総括し、国賠同盟（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟）を含む11団体で政府報告書に対するカウンターレポートを作成し提出した。レポート全体としては約100ページにもわたる膨大なものであるが、その一部で国賠同盟として提出をした部分を今回、インタージュリストに登載させてもらうことにした。11月12日にはリスト・オブ・イシューが委員会より公表され、3月中旬にそれに対する日本政府の回答が出された。

第111会期自由権規約委員会が2014年7月7日から25日まで開催される。第6回日本政府報告の審査が7月15日、16日に行われることになっている。日本のNGOは審査の傍聴、委員とのミーティングやロビーイングなどのためにジュネーブツアーを企画している。国賠同盟としても、追加レポートの提出なども行い、自由権規約委員会として治安維持法犠牲者への謝罪と国家賠償の速やかな実施を求める勧告を出してもらえるように、ジュネーブ行動に参加する予定である。

なお今回のカウンターレポートは、5つのポイントに整理して作成する書式があったので、A:論点、B:委員会としての勧告・コメント、C:日本政府の対応、D:同盟としての意見、E:解決のための提言というまとめ方をしている。

# 戦争犯罪及び人道に反する罪に時効はない 治安維持法犠牲者へ謝罪と賠償を

—自由権規約第7条、第18条に関連して—

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

## A、論点

1925年3月に施行され、1945年10月に法廃止された治安維持法 (the Public Order Maintenance Law) は、国家権力によって支配体制に抵抗する国民に対してあらゆる暴虐と陵辱が加えられた最悪の人権弾圧法で、自由権規約第7条、第18条に違反しています。

特別高等警察と憲兵に嫌疑をかけられ取調べを受けた人たちは数十万に及び、令状なく連行、逮捕、拘束され、殴打などの暴行と脅迫を受け、釈放後は監視されました。身柄を送致された者は、国内で75681人、植民地・朝鮮で11681人、裁判に付された者は、国内で5162人、朝鮮で4464人です。捜査段階で官憲の拷問等の暴虐によって殺された人は、国内では小林多喜二を始め95人以上に及び、長期拘禁中の反復的な拷問、虐待、栄養失調、不衛生な環境などによる疾病等で獄死した人は360人余です。社会主義者、宗教者、学者、文化人など思想信条を超えた広範な人々が犠牲者となりました。

治安維持法は「国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的に結社を組織し、これに加入したものは10年以下の懲役又は禁固に処す」とした法律ですが、1928年に最高刑は死刑とされました。疑いをかけた者は片端から警察署に連行し、令状なしで検束、家宅搜索、長期勾留し、当時の刑法でも禁止されていた拷問、陵辱によって自白を強要し、治安維持法容疑へと令状を切り替えていったのです。とりわけ女性犠牲者に対する官憲の取調べではレイプが日常化するなど言語を絶するものでした。なかには全くのデッチ上げで60余人（いまだに正確な総数はわからない）もの研究者・編集者が逮捕され、残虐な拷問（女性には耐え難い辱かしめを加えた）を加えられ、獄死者4名、衰弱釈放後の死者1名、負傷者32名、失神体験者12名という被害が生まれました（「横浜事件」）。戦後になってようやく再審が行われましたが、横浜地方裁判所は、有罪・無罪の判定をしないまま「免訴」としました。理由は「『不敬罪』で告発された被告の裁判中、不敬罪が廃止となったから、検事の公訴権は消滅、裁判のそれ以上の進行は不可能」ということでした。免訴にすることによって、裁判のやり直し、事件を捏造した国家の犯罪・責任を認めることを回避したのです。

治安維持法犠牲者は国からの謝罪も名誉回復も補償もなく今日に至っています。多くは亡くなっていますが、一刻も早い謝罪と補償を求めています。

## B、自由権規約委員会の勧告・懸念は「なし」。

政府に規約遵守を強く勧告してくださいよう要望します。

拷問禁止条約第1回日本審査で出された「総括所見」では、次のように明記されています。パラグラフ11「戦時における条約の適用の事例が欠落している」と指摘し、パラグラフ12では「拷問や虐待に匹敵する行為が時効の対象になっていることに懸念を抱く」「時効が重大犯罪の取調べや訴追を妨げていることに懸念を抱く」「締約国は時効に関する規定を見直し、条約に定められた義務に完全に沿うようにしなければならない」「拷問の試みや共犯、共謀を行ったいかなる人物の行為を含め、拷問や虐待に関する行為は時効に関係なく取調べや訴追、処罰を行うことができる」と明記しています。

## C、日本政府の対応

当時、侵略戦争遂行のために国家として反対者を封じる行為は当然のことであり、最も深刻な人権侵害であるという認識は全くありませんでした。その残滓が今も根強く、治安維持法の権力犯罪の実行部隊となった特高警察だった人たちは、戦後まもなく釈放され、政府の要職につき、その後の政治に大きな影響を与えてきました。一方で、政府は、治安維持法は戦前のことであり、政府として責任を持つのは1979年の自由権規約批准以降のことであると考えています。国際ルール（「戦争犯罪及び人道に反する罪に時効不適用に関する条約、1970年効力発生）では、戦争犯罪と人道に反する罪には時効がないとされていますが、日本はこの条約の採択で棄権をし、批准をしていません。治安維持法弾圧で人道に反してきたことを歴史的・道義的に認めていないのです。

## D、意見

第2次世界大戦が終わって68年が経過しましたが、今なお日本は戦争の清算ができていません。従軍慰安婦、強制労働など侵略戦争で犯した過ちをしっかりと清算してこそ、21世紀を平和と人権の世紀とすることができます。戦前の治安維持法による人権侵害は従軍慰安婦などの植民地支配した人々への人権侵害と裏表にあたるものです。これまでの歴史に真摯に向き合い、過去の過ちを繰り返さないために、旧権力によって侵された自国民はもとより、加害と侵略を蒙った諸国民への謝罪と賠償を行うことは当然のことと思います。第二次大戦後のドイツ、イタリアなどはその典型事例です。「平和と民主主義」の名において、侵略と加害国の日本と戦った中華人民共和国が侵略と加害の尖兵となった下級日本兵の戦争と人道の罪を「連帯のため

の寛容政策」によって許し、アメリカやカナダが居留日本人の強制収容に謝罪してその補償政策をとったことも現代人権史における輝かしい事跡です。しかし、明治憲法の天皇制軍国主義から日本国憲法の平和と民主主義の政治に転換した日本では、治安維持法犠牲者や、侵略と植民地支配により生命、身体、財産、文化等に甚大な被害を受けた諸国民に対して、謝罪も賠償もしていません。侵略戦争で犯した過ちをしっかりと清算し、二度と同じ過ちを繰り返さないためには、自由権規約委員会からの勧告など国際的な世論が大きき力になると確信します。

## E、解決のための提言

私たちは、治安維持法による弾圧犠牲者の侵害された自由および名誉を含む人権の救済を目的とする組織（League Demanding State Compensation for the Victim of the Public Order Maintenance Law）です。1974年以来、毎年国会請願署名を提出してきました。積み上げた署名数は合計で840万筆をこえています。地方議会での意見書採択も42都道府県の389市区町村に広がっています。一刻も早く「治安維持法犠牲者国家賠償法」の立法化を実現することとともに、私たちが40年近く、毎年取り組んでいる請願事項を実現することが第1歩です。次の3点です。

- ①国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
- ②国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
- ③国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること

国際水準の視点から、日本の人権状況と自由権条約の実施状況を厳正に審査して下さることをお願いいたします。

League Demanding State Compensation for the Victim of the Public Order Maintenance Law（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟）

## 法律家7団体共催 「シンポジウム秘密保護法廃止へ」

日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩

2014年3月5日、都内で法律家7団体（社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会、日本労働弁護団）共催の「シンポジウム秘密保護法廃止へ」が開催されました。

法律家7団体は、安倍政権による解釈、明文双方の改憲策動が進むなかで、専門的な立場からこうした動向の問題点や危険性を指摘して警鐘を鳴らし、国民に広く訴えることを目的に、昨年秋以来、共同の活動を行ってきました。そして、特定秘密保護法が国会で審議されているなかで、同法案に反対する共同声明と、同法が成立した直後に廃止を求める共同声明を発表しました。

今回のシンポジウムは、昨年成立した特定秘密保護法の廃止に向けて、幅広い国民・市民の共同の運動を作るために、改めてこの法律の問題点、危険性を具体的に学習し、廃止に向けての運動の経験を交流する場を作ろうということで企画されました。

シンポジウムに先立って、立憲フォーラムの幹事長の辻元清美衆議院議員が挨拶し、辻元議員からは、法案に賛成した議員が多数を占める国会の中で、法律廃止のための多数を形成するために超党派の議員を形成する活動を行っていること、そして国民の多数が廃止を求めていることを示し、その双方が結びつくことが重要であることなどが報告されました。

シンポジウムの第1部は、国際基督教大学の稲正樹教授（憲法学）、専修大学の山田健太教授（言論法、ジャーナリズム論）、日本労働弁護団事務局次長で自治労弁護団の岡田俊宏弁護士から報告がありました。

稲正樹教授は、「安倍政権が進める戦争する国づくりと特定秘密保護法」と題して報告されました。特定秘密保護法は、端的に軍事立法としての性格を有しており、それ自体において日本国憲法の平和主義に反している。日本には国家公務員法や自衛隊法、刑事特別法、MDA法などにより秘密保護に関する法的仕組みが既に存在しており、そもそも新たな秘密保護法を制定する立法事実は存在しておらず、今回、政府が秘密保護法を制定しようとするのは、国家安全保障会議（日本版NSC）を通じて米国と軍事情報を共有し、米国と共同にする軍事行動を強化するためである。安倍政権は「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を掲げているが、日本版NSCの設置、国家安全保障戦略の策定、防衛計画大綱の見直しなどは、

ジョージ・オーウェルの「1984年」のダブル・スピーク（戦争は平和である、平和省=永久に戦争を続けるための政府機関）の世界が日本に登場することを意味している。靖国神社の公式参拝とダボス会議での安倍首相の発言は、日本が中国と戦争を始めるのではないかと欧米の人たちは捉えており、安倍首相は「右翼のルーピー（loopy）」となったと言われている。明文改憲は依然として日本の支配層にとって難題として意識されており、そうした中で登場した96条先行改憲戦略は、改憲派学者からも批判を受け挫折したことから、憲法改正によらない解釈改憲、立法潰憲が模索されている。自民党総務会で決定した国家安全保障基本法案は、軍事力の役割の制限のない拡大、集団的自衛権行使の容認、教育、科学技術など国の施策の各分野における軍事政策の最優先、秘密保護法、憲法の地方自治の破壊、国民の不安を高め、対外的緊張関係を高める広報活動、国民の国防協力義務、軍事力を中心に据えた新しい法体系の構築、自衛隊の活動範囲の無限定な拡大、国民に対して自衛隊が実力行使する、安保理決議がないときでも、米国の要請に従って自衛隊を戦地に送り出すことが可能となる、防衛産業の保護育成と武器輸出三原則の否定など、憲法改正手続なしに、憲法自体を破壊し、日本を軍事中心の国家に変えてしまう、「憲法破壊基本法」ともいうべききわめて深刻な法案である。現在安倍政権は、集団的自衛権の内閣による解釈の変更を追求しようとしているが、政府が半世紀以上、一貫して維持してきた、集団的自衛権は憲法により否定されているという解釈を、一時の政権が変更することは、明白で重大な危機が迫っているという例外的状況でもない限り、とても正当化することはできない。

山田健太教授は、「国民の知る権利と特定秘密保護法・国際的観点からみた問題性」と題して報告されました。特定秘密保護法案に対しては、日本ペンクラブが立法化に反対のメッセージを發したばかりでなく、国際ペンクラブも、今回の法案が世界標準からみて「きわめて危険」として反対の意思表明を行ったが、国際ペンクラブが日本政府に対してメッセージを發することは、日本がアジア・太平洋戦争への道を本格的に歩み始めた南京侵攻に際してのもの以来である。日本ペンクラブが、この法案を廃案にすべきとしたのは、①秘密指定のルールがほとんど何も決まっておらず、政府は無制限に国家情報を秘密とし、永久に秘密とすることも可能となるもので、公的情報は国民のものであるとする民主主義国家の大原則に反すること、②日本には既に防衛秘密に関する法制は存在しており、それをテロ行為やスパイ行為に拡大することは、無制約な情報隠蔽が進むこと、③過去の戦争に下における言論弾圧の歴史の教訓から、表現の自由を最大限保障することを憲法の基本方針とし、政府が公開を望まない国家情報にジャーナリストなどがアクセスする行為を取り締まる規定を廃止した経緯があるが、この規定を復

活させることは、明らかに取材の自由、情報アクセス権を制限し、表現の自由を制約するものである、④政府は、正当な業務行為によってなされた取材行為は処罰の対象にしないとしているが、「正当性」を判断するのは政府そのものであり、何ら自由の担保にならない、⑤政府は、どのような理由でどのような秘密をどのように守るのかについての説明責任があるが、法案はそうした説明責任を一切放棄しており、情報公開の考えに逆行するなどの理由からである。

そして、重要なポイントは、「秘密は守るものではなく、管理するものだ」という視点である。きちんと国民によって国家情報たる秘密がコントロールされることが求められており、その具体的な形が、国家情報を保存・管理する仕組みである公文書管理法であり、行政の所業を国民の検証の対象とするための情報公開法の存在である。そして、これらの基本的な枠組みの中で、政府における秘密指定文書の取扱いが決まるのであり、当然それは原則公開のなかでの「例外的」な扱いとして、個別具体的な文書に対し限定された期間に限り適用されることが求められる。時の為政者にとって重要な「秘密」ほど、国民検証の対象とされるべきであり、そのための指定や開示の手続は、より客観的に独立した形で制度上担保される必要があり、それが21世紀型の「開かれた政府」の必要十分条件である。

この法律の特徴は、21世紀型の開かれた政府に存在すべき情報管理のルールがないところに、秘密を官僚が囲い込むことができる制度を作ることにある。今の日本に必要な制度は、国家情報をきちんと管理する「情報マネジメント権」の保障であり、きちんと保管・整理されている公的情報の開示を求める「情報アクセス権」の完備でなくてはならない。

岡田俊宏弁護士は、「適性評価制度の問題性と公務員労働者の人権」と題して報告されました。先ず、1919年に設立されたILO（国際労働機関）は、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」という憲章の原則の上に打ち建てられた。そして、第2次世界大戦勃発後の1944年5月10日に行われたILO総会は、2度の大战が勃発したことへの反省を踏まえて「フィラデルフィア宣言」を採択し、前記ILO憲章の原則の真実性が経験上十分に証明されているとすると共に、ILOの基礎となっている根本原則の中で、「表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない」ことなどを再確認しており、特定秘密保護法は、この原則にも反するものである。

今回の特定秘密保護法では、「特定秘密の取扱いの業務を行う者」について、「適性評価」を行うとしており（12条1項）、現在、その対象となる公務員は、約10万人いるとされている。そして、12条2項は、この適性評価における調査委事項として、特定有害活動・テロリズムとの関係事項、犯罪・懲戒の経歴、情報の取扱いに係る非違の経歴、薬物の濫用・影響、精



神疾患、飲酒、信用状態その他の経済的な状況といった極めて広範なもので、プライバシー性が高い事項であるばかりか、特定秘密を漏らす恐れとの関連性が不明確なものとなっている。また、12条3項は、適性評価を行う場合、調査に先立ち、評価対象者に対して、適性評価の調査事項等について告知し、同意を得て実施することを定めているが、同意をしなかったことによる事実上の不利益を伴うものであることから、自発的な同意などは考えられないし、上命下服の関係の中では、その同意は形式的なものになり、結果的に評価対象者の内心の自由にまで踏み込んでプライバシーを侵害することになる。適性評価の実施者については、行政機関の長または委任された職員とされているが、堀越事件でも示されたように、実際には公安警察がそれを実施することになるのは明らかである。

適性評価により取得された個人情報については、原則として、特定秘密の保護以外の目的のために、利用または提供してはならない(16条)とされているが、自衛隊の「情報保全隊」による市民運動、労働運動等の情報収集・保有の実態をみれば、目的外に利用・提供されない保証はない。

また、評価対象者に対し、適性を有しない旨通知するときには、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において理由を通知する(13条4項)とされているが、これでは理由が明らかにされない場合もあり得ることになり、適性手続の保障の観点からも問題がある。

国家公務員法では、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされ、秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、秘密漏洩行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのか又はその幫助をした者も同様とする、となっており、「秘密の意義」について、最高裁は「国家機関が単にある事項につき形式的に秘密の指定をただけでは足りず、右『秘密』とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう」とされている。これに対して、特定秘密保護法では、特定秘密の取扱業務に従事する者が、特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役又は10年以下の懲役及び1000万円以下の罰金(23条1項)を科すと厳罰化し、さらに、未遂犯も罰す(23条3項)、過失犯も罰す(2年以下の禁固又は50万円以下の罰金 23条4項)、共謀し、教唆し又は煽動した者は、5年以下の懲役(25条)と、処罰範囲を拡大している。そして、特定秘密の定義に関しては「別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏洩が我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(3条)とされている。この特定秘密漏洩が裁判になった場合、裁判の公開の原則との関係で、公開の法廷で漏洩されたとする「特定秘密」を顕出すれば、「特定秘密」の内容が公表されることになるため、「特定秘密」を指定した側はその公表を拒否することにな

る。政府見解では、実質的秘密性が裁判で問題になった場合について、秘密の内容を明らかにしないで外形的事実から推認させる(外形立証)としているが、それでは「特定秘密」の内容が明らかにされないまま裁判が進み、有罪判決が言い渡されることになる。

第2部では、日弁連の秘密保全法対策本部・本部長代行の江藤洋一弁護士から、これまでの日弁連の取組みについて、自由法曹団秘密保護法対策PT座長の田中隆弁護士から、秘密保護法をめぐる最近の情勢について、秘密保護法廃止へ!実行委員会及びストップ秘密保護法共同行動のメンバーである新聞労連中央執行委員長の日比野敏陽さんから、秘密保護法廃止に向けて、請願署名などの運動の状況について、秘密保護法対策弁護団事務局の海渡双葉弁護士から、秘密保護法対策弁護団の目的、活動内容と弁護団参加の呼び掛けなどについて、昨年12月6日に緊急学生集会などを企画した国際基督教大学の学生から、大学生がこの問題についてどのように考え、行動しているかについて、日本体育大学の清水雅彦准教授から、刑事法、憲法、メディア研究者によるこれまでの取組みについて、それぞれ報告がされ、その後、会場からの質問に各パネラーが回答しました。

最後に、法律家7団体による「特定秘密保護法の廃止を求めるアピール」が読み上げられ、採択されました。

安倍政権による、解釈改憲、立法改憲が進められようとする中で、今後とも法律家7団体の共同活動が重要になってきます。協会も、国際活動や海外の法律家との共同関係などを活かして、改憲阻止の活動に重点を置いてゆきたいと考えています。

## 第2回 “原発と人権” 全国研究交流集会 in 福島 開催される

日本国際法律家協会 会長 大熊政一

第2回「原発と人権」全国研究交流集会が、去る2014年4月5日と6日に福島大学で開かれました。全国から訴訟当事者を含む被害者・弁護団やこの問題に関心を持つ市民、弁護士、学者、ジャーナリストなど五百数十名が集まり、中身の濃い議論が交わされました。1日目は全体会で、ジャーナリスト・ノンフィクション作家の柳田邦男氏による基調講演「終わらない原発事故～被害者の視点から」と、フランスの環境法学者ミシェル・ブリウール氏による特別講演「国際的に保障されている人権と原子力災害」が行われるとともに、南相馬市長や現地の被害者・市民からの訴えや報告がなされました。



2日目は5つの分科会に分かれ、各分科会で充実した熱気溢れる議論が展開され、最後に全体会で各分科会の報告を受けるとともに、集会アピールを採択しました。当協会は日本反核法律家協会と共同で第5分科会「人類と核は共存できない～脱原発と核兵器廃絶国際ネットワーク」を企画・実行しました。同分科会では国際法学者の山田寿則氏による基調講演「核兵器と核の平和利用をめぐる法と政治」のあと、千葉恒久氏（ドイツ研究、弁護士）、ルイシト・ブッチ・ポンゴス氏（フィリピンアジア太平洋移民ミッション日本代表）、ステイブン・リーパー氏（広島平和文化センター元理事長）および伊藤和子氏（ヒューマンライツ・ナウ事務局長、弁護士）の4名によるパネルディスカッションが行われ、興味深かつ内容豊かで有益な議論をすることができました。詳細は、次号のINTERJURISTに、DVD付きの分科会報告集を同封する予定です。

## 塩川頼男さんを偲んで

青山学院大学 新倉 修

塩川頼男さんが亡くなられた。前夜に出されたメールを見ていた私は、にわかに信じられなかった。奥さまのお話では、玄関脇の寝室で本を広げたままの状態、朝食の呼びかけに応じなかったのも、ただちに異変に気付かれたそう。世界平和を願い、そのために平和への権利宣言の重要性を訴え、運動の方向を思案し、仲間を気遣い、家族の幸せと自分の健康を考えた生涯であった。大往生であった。心残りや残された仕事や気力は、たいへんなものがあると思われるが、大きな道筋をつけ、後人に範を垂れたという意味では、立派な生涯を遂げられた。



一番右が塩川氏

塩川さんは、中電職場差別闘争の当事者として、ジュネーブの国連人権機関（当時は、人権委員会と差別の防止少数者保護小委員会が主であった）に参加されるようになって久しい。日本共産党国際部長の緒方靖夫さんに対する盗聴事件がきっかけとなって、支援の輪が広がり、自由法曹団の上田誠吉弁護士が中心となって、アメリカのナショナル・ロイヤーズ・ギルドとつながり深まり、フランスのロラン・ヴェイユさんともつながりがあった。おそらくその関係で、ジュネーブではIADL代表のルネ・ブリデルさんが人権委員会での発言をサポートしたのだろう。人権侵害に強い関心をもった専門家を発見して、塩川さんは目から鱗が落ちた思いがしたはずだ。同行した関西電力の板東通信さんも同感であったようだ。それから東京地評の井川昌之さんがジュネーブでの活動にあたってIADLの援助を求め、私が仲介した。何次もわたって「日本の職場における人権侵害を国際世論に訴える実行委員会」（後に、国際人権活動日本委員会と改称したが、その英文名 Japanese Workers' Committee for Human Rights は由来を織り込んだもの）がジュネーブに通い、塩川さんは1994年8月25日にはじめて英語でスピーチをした<sup>1</sup>。その後も塩川さんは精勤され、前田朗教授の勧めにしたがってジュネーブ市郊外のグラン・サコネという村にあるカルヴァン派の研修施設ジョン・ノックス国際センターを定宿とし、徒歩30分かけて、国連欧州本部パレ・デ・ナションに通い、資料を整理・研究し、同時に、ヴェレーナ・グラーフさん、チャールズ・グレープスさん、コーリン・アーチャさんなどジュネーブで活動する活動家と友情を結ばれた。訪問型の人権活動から定住型の人権活動への展開が、ここに

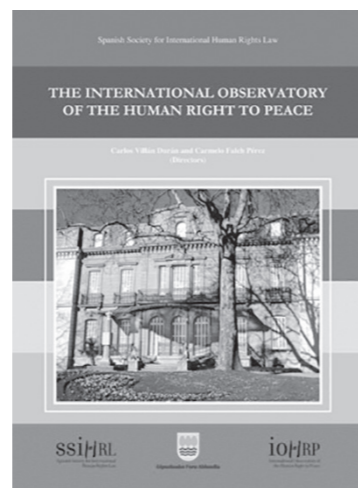
見られる。そのきっかけは、当時の人権小委員会委員であった波多野里望教授(1931-2008)に、自分たちの言いたいことだけ言って観光して帰るような活動では説得力がないと批判されたことだった。

私も、社会権規約日本政府報告書の審査にあたってジュネーブに初めて参加し、その後、國學院大学を辞めて青山学院大学に移動して4年ほど毎夏1か月ほど、グラン・サコネに滞在した。塩川さんに案内されて、ローザンヌのルネ・ブリデルさんの自宅を訪問したり、ジュネーブ旧市街にあるヴェレーナ・グラーフさんの事務所や自宅を訪問したり、国際平和ビューローのコーリン・アーチャさんの事務所を訪ねた。2008年に幕張で9条世界会議を開くことになって、グローバル9条キャンペーンをロラン・ヴェューユさんに受入を引き受けてもらい、フランス各地を回って、グルノーブルからジュネーブに入り、ジョン・ノックス国際センターで集会を開いていただいたのも、塩川さんのおかげだった。当時まだ国連人権高等弁務官事務所に勤めていたデザイヤスさんも、お隣のよしみもあってか、参加していただいた。その流れで行くと、2004年に、同じく国連人権高等弁務官事務所を退職したスペインのカルロス・ビラン＝デュランさんが会長を務め、イギリスのエセックス大学で国際人権法の学位を取ったデーヴィッド・フェルデナンス・ブヤナさんを国際担当とする国際人権法スペイン協会 (SSIHRL, AEDIDH) が、イラク戦争の勃発に危機感をもって始めた「平和への権利宣言化運動」に出会うのは、ほぼ必然の道筋であった。

それからの塩川さんの活動は、一挙に広がり、人権の会議では日本国憲法と平和への権利を語り、スペイン国際人権法協会の画期となる2010年12月10日のサンチャゴ・デ・コンポステーラ会議に参加し、名古屋、沖縄、大阪、東京で「平和への権利」の会合をもち、名古屋宣言、東京アピールに結実することになる。ジュネーブでのNGOや専門家などの非公式会議を物心両面で支え、その集大成とも言える『平和への人権に関する国際眺望台』(The International Observatory of the Human Rights to Peace)<sup>2</sup>の刊行に財政的にも大きく寄与し、その翻訳紹介に意欲を燃やしていた。

ここに紹介する追悼文は、メールで寄せられたものだが、塩川さんの人柄を讃え、功績を褒め、急逝を惜しむものとなった。

塩川さんの渾身の活動を理解し、支え、励ましてこられた昭代夫人、智代さんら、ご家族の方にも、頭が下がる。喧嘩早く、頑固で、浴びるほど酒を飲み、昼間から職場で「赤旗」を



読んでいたという荒んだ一匹狼のような労働者が、30年も前に、原発の不完全さ、問題性を指摘する社内論文を書き、鋭い着眼を持つ立派な活動家に自らを鍛え上げていく過程に寄り添い、embraceしてこられたことは、塩川さんがよく私にも述懐していたように、大きな心の支えであったことは間違えない。人権小委員を長く務められた横田洋三教授から「人権は家庭から」と論ざれたと、塩川さんは反省をこめて言い、家族や友人をジュネーブに招待したそうだ。塩川さんの春日井のオフィスには、数々の思い出詰まっているが、中でも、小林さんの力強い絵が異彩を放っていた。小林さんも、組合活動にのめり込むように取り組み、病を得てから夫唱婦随で人生を謳歌されている。ここにも、人権は人を解放し、絆を強め、志を高く保ち、遠い目標に人を誘う不思議な力があることがわかる。我也打たむ黄金の釘——かつて詩人はそう歌った。

\* \* \*

#### ◇新倉修 IADL 事務局長、日本国際法律家協会副会長、塩川頼男の友人かつ同志 (日本)

悲しいニュースを伝えなければなりません。昨日、長らく人権のために闘ってきた勇士がなくなりました。20年以上も9つある電力大企業の一つの執行機関によって苦しめられた後で、彼は、海外とりわけ国連人権機関からの介入を求めることに活路を求めざるを得ませんでした。かれは、1年に4か月毎、ジュネーブに滞在し、ジュネーブにある国連本部内でのどんな会期にもどんな会議にも出席しました。塩川頼男氏が亡くなりました。

人権理事会の議事次第から多くの重要な問題を発見したのは彼でしたが、平和への人権もそのうちの一つです。かれは、みずから2010年にサンチャゴ・デ・コンポステーラの記念すべき会議に参加し、提唱者を日本に招き、これがきっかけとなって昨年、9条世界会議関西に、IADLの多くの執行部メンバーであるジニー、ミコル、ロベルト、ロラン、レミンタン、エヴリンが招かれたのです。かれは、ジュネーブ近郊のグラン・サコネにあるジョン・ノックス国際センターの部屋を事務所として借り、人権に関する国連およびNGOの文書をたくさん集めていました。彼が最初は小さな一歩を刻んだものが、着実に一歩一歩を重ねることで大きくなったことでした。結局、彼は、(ポップ・デイランが50年前のベトナム戦争際して歌った軍産複合体を意味する)「戦争の親玉」(Master of Wars)をやっつけようとする本物の「平和の大將」(Master of Peace)だったのです。かれの遺志は受け入れなければなりません。かれの努力は継承されなければなりません。悲しみと鎮魂をこめて。

#### ◇ジテンドラ・シャーマ IADL 名誉会長 (前会長・インド)

大きな損失です。塩川氏は、熱烈な平和の闘士であり、平和のための闘いにあらゆるエネ

ルギーを注いでいました。かれと何度がお会いした思い出があり、とりわけジュネーブのジョン・ノックス国際センターでIADLの執行部会議を開催する準備をお願いしたことが印象深いです。あとき、私たちはジュネーブの国連本部で健康への権利についての国際セミナーを開催し、その後、IADL執行部会議を開くために集会室やその他の施設を借りることができたのは、まったく彼のおかげでした。塩川氏を喪って、私たちは、絶えずかつ長期間にわたっていつでも平和と人権のために全エネルギーを捧げる価値ある同僚を喪ったことになるのです。私がいつも思うことは、英語には難があったものの、彼の考えや提案はまことにたやすく伝えることが彼にはできたということです。このような強い関わり合いをもつ人を捜すのはむずかしいのです。同様のことを実行するために彼が注ぐことができた堅い信念と膨大なエネルギーという点で、彼の存在はこれからも忘れられないでしょう。平和と人権のための運動、日本国際法律家協会およびIADLは、自分の信念のために限りないエネルギーをもっていた友人であり、かつ、同志を喪いました。この偉大な人に対して敬意を払う点で、私は友人とともに劣後するものではありません。悲しみにある国法協の友人と塩川氏のご家族とともに。

#### ◇ミコル・サヴィア IADL ジュネーブ国連本部代表 (イタリア)

とても悲しいわ。起こるべくして起きたことだとわかっていても、ショックです。彼と最後にお会いしたのは、昨年10月、名古屋でした。かれは奥様とご一緒に、2月にジュネーブ行く計画があると仰っていました。でも、それがかなわなくなり、悲しいです。奥様のメールアドレスを教えてください。知らせていただきありがとうございます。みなさんに心からの抱擁を!

#### ◇サバー・アルムクタル アラブ法律家協会会長 (イラク&イギリス)

だれかが亡くなるといつも悲しいものですが、それでも喪失感には身近に居る人や主要な役割を果たしている人に大きな痛手を引き起こします。皆様に私の追悼のお気持ちをお届けします。どうか私の個人的な想いととも、アラブ法律家連合およびアラブ法律家協会(イギリス)の追悼の念をお受け取りください。

#### ◇エドレ・オラリア 全国人民法律家連合事務局長 (フィリピン)

実に悲しい。不屈の根気強さと献身をこれほど強く示す男性に会ったことを思い出します。心の底から親愛の念と敬意を捧げます。

#### ◇ヴィジェンダー・ジャイン 元裁判官・IADL 執行部メンバー&副会長 (インド)

人類にとって、また、人権運動にとって、たいへん大きな損失です。心からのお悔やみを申し上げます。

#### ◇ルイス・ロベルト・サモラ・ボラニョス 弁護士 (コスタリカ)

ほんとうにとっても、とっても悲しいニュースです。塩川氏は、従うべき模範として私たちの心に

残るでしょう。ご家族や親しい友人の皆様へ、よろしくお伝えください。私たちは彼のことを忘れないでしょう。

#### ◇マージョリ・コーン 元NGL議長・IADL 事務次長 (アメリカ)

人権闘争におけるすばらしい戦士を喪いました。謹んでお悔やみ申し上げます。

#### ◇ファビオ・マルチェッリ IADL 副会長 (イタリア)

イタリアの民主法律家の名前において、私は、塩川頼男氏の逝去を深く哀悼いたします。

#### ◇ラジ・スーラーニ パレスチナ人権センター所長 (パレスチナ)

パレスチナ人権センターおよび人権に関するアラブ機関並びにパレスチナおよびアラブの人権運動に代わって、私たちは、独創的すばらしい世界的な人権運動の闘士の逝去に対して、最も深い悲しみと哀悼の意を表すものです。かれは、不正義に対して、揺るぎない闘争に生涯を捧げました。彼は常に、平和の闘士のひとりとして記憶されるでしょう。頼男氏は、従うべき模範として常に記録されるでしょう。悲しみを込めて。

#### ◇クリシュ・ゴヴェンダー (南アフリカ)

南アフリカ民主法律家全国協会のすべての会員および同会長マックス・ボクワナに代わって、私たちは、全世界における正義と自由のために闘った偉大な闘士の逝去に際して、哀悼の意を表します。

#### ◇ヴェレーナ・グラーフ 人権活動家 (スイス)

笹本さん 悲しいニュースはアジズアベバにいる私の許に届きました。私はスーダンとダルフールに関する市民社会フォーラムに参加しています。なんて急なんでしょうか。かれは2月のために部屋を予約していました。私たちは当然、そのときに彼に会うことを期待していました。私はしばしばジョン・ノックスのセンターに出かけますが、私がいま関わっているスーダンに関する事務所もここにあるからです。もしあなたの事務所について何かお役に立つことができるのであれば、どしどし申しつけてください。でも現在、私は国外におり、ジュネーブに戻るのは1月31日です。

どうか心からの哀悼の言葉を彼の妻と家族に届けてください。悲しみを込めて親愛より。

#### ◇デービッド・フェルナンデス・プヤナ スペイン国際人権法協会、コスタリカ政府法律顧問 (スペイン)

潤さま この悪い知らせを聞いてたいへん悲しい思いです。かれがジュネーブに戻ってくることを願っていたのに。私からの心からの哀悼の言葉をかれの家族と、あなた自身とかれの友人にお伝えください。もちろん、あなたが平和への権利について引き継いでくれるのでしょうね。親愛の気持ちをこめて。

◇ドリス IADL 副会長 (キューバ)

たいへん残念に思います。親愛なる友として。

◇クリストフ・バーベイ スイス・フレンドル在住、軍縮を求める協会コーディネーター、軍隊のない国家研究者、平和への権利を求めるNGOの一員

友人の皆さん、

光が消えて

謙虚な男が去ったが

微笑みは、やり遂げた業 (わざ) は今でも残る

平和は人権だ

9条

それに軍隊のない国々は

ひとりの友人を喪った!

でも業 (わざ) は残り

業 (わざ) は続き

かれによっても俺たちによっても

われわれはやり続ける!

人類に永遠の未来を与えるために

かれの中にも俺たちの中にも、そいつは目に見えている!

ありがとう、頼男

ありがとう、塩川さん!

◇ジーン・マイラー IADL 会長 (アメリカ)

修、JALISA の友人の皆さん、日本のすべての平和を愛する人たちに宛てて。

塩川頼男氏のご逝去に際し、お悔やみを申し上げます。かれのジュネーブにおける IADL や世界中の平和を愛する人びとのための活動は、模範的でした。かれは、正義と平和のために闘うことに生涯を捧げました。ジュネーブでかれと一緒に仕事をしたことは、私にとって楽しい思い出です。かれは人権理事会にしきりに参加するので、会期毎に認証状を出したファイルは、私の IADL の書類でも一冊分にあたるほどでした。かれはしばしば JALISA のグループを導いて人権理事会に参加しました。私たちの友人の皆さまに、私たちはとても懐かしく彼を思い、亡くなられたことを残念に思っていることをお伝えください。共感をこめて。

◇バネッサ・ラモス IADL 副会長、全米法律家協会 AAJ 会長 (プエルトリコ)

塩川氏のご逝去を慎んで哀悼申し上げます。かれは、正義と平和のためのほんとうの闘士

でした。共感をもって。

◇エヴリン・デュルマイヤー IADL ウィーン国連代表・機関誌編集長 (オーストリア)

あなたと彼の家族や友人に、心からの哀悼の言葉をお送りします。私たちはみな、かれのアイデアを将来も心に留めておくことと、私は確信しております。

◇ユーセフ・ゲロン IADL 副会長 (ブルガリア)

友人の皆さま。この大きな喪失に対する私のとても深い哀悼の気持ちをお受け取りください。

◇ヴェレーナ・グラーフ 人権活動家 (ジュネーブ)

どうか謹んでお悔やみ申し上げますことを塩川さんの奥様にお伝えください。奥様には、お目にかかったことがあり、よく覚えております。塩川さんのお嬢様が音楽を演奏されることを知っております。お孫様にも9条世界会議でお会いしました。まことさんは、カードを作ってくれたのですが、いまでも手元に持っております。

スーダンに関する市民社会フォーラムに参加するためアフリカに行っている間に、塩川さんのご逝去を知りました。追悼の言葉が遅くなったのは、そのためです。初めてお会いしてからもう20年にもなりますので、塩川さんの思い出を語りたいという気持ちは心深くからわき上がってきており、しかもそうする務めがあると思います。この20年間、塩川さんは、疲れを知ることもなく国連の数々の人権会議で仕事をされてきました。最初は、労働者の権利を向上させ、労働者の対等な扱いと公正な扱いを改善させるお仕事でした。後年、平和のための活動が加わり、日本の憲法9条の文脈においても、平和を追求するというお仕事をされてきました。何年にもわたって、塩川さんは、驚嘆に値するたいへんな努力を傾けていた日本人活動家の第一人者であり、しばしば唯一の日本人活動家でしたが、その過程で、人権会議に出席する各国代表やNGO代表たちの無関心や官僚的な対応に動じることなく粛々と取り組んできました。塩川さんの強固な、あるいは固陋とすら表現できる確信と意志をもって物事をやり遂げようとしたことは、成果をもたらしたのです。もし今日、国連の平和への権利宣言について草案が存在するとすれば、塩川さんこそ、その功績を讃えられてしかるべきです。私たちは、多くの点で共同して仕事をしてきました。必ずしも意見が一致したわけではありませんが、しかし私たちは同志であり、かつ、友人であり、同じ道を歩む仲間でした。

追伸：繰り返しになりますが、ジョン・ノックス・センターにある塩川さんの事務所について、何かお手伝いすることがあれば、いつでもその用意はあります。

◇コーリン・アーチャ 国際平和ビューロー<sup>3</sup>事務局長

塩川さんが亡くなられたことをいま教えてもらいました。連絡をいただいたとき、東南アジアに

出張していました。塩川さんは、私どもの事務所を訪れる常連でした。いつも日本のお菓子を持って来てたくさん話し合いましたが、平和への権利を国連のシステムにのせるというのが、2人の共通の話題でした。私はヴェレーナ・グラーフさんなどと一緒に、塩川さんが国連本部で開いた複数の会合でお話しさせていただきました。

塩川さんは、ほんとうに献身的な方で、しかも、とても優しい方でした。亡くなられたことはほんとうに寂しいですね。コーヒーを飲む休み時間も、これからはまったく違ったものになるでしょう。

皆さまよろしくお伝えください。

1. 日本の職場における人権侵害を国際世論に訴える実行委員会『「人権後進国」の実態が国際世論に 国際人権小委員会要請団活動報告 1994年8月18日～8月26日』42頁。
2. <http://www.aedidh.org/?q=node/2207>
3. IPBは、これまで二度ノーベル平和賞を受賞しているNGO。

## JALISA活動日誌

### 2014年

- |    |                                   |
|----|-----------------------------------|
| 3月 | 5(水) 法律家7団体共催シンポジウム「特定秘密保護法廃止へ」   |
|    | 12(水) 日本国際法律家協会・第4回理事会            |
| 4月 | 5(土)～6(日) 第2回「原発と人権」全国研究・交流集会in福島 |
|    | 10(木) 日本国際法律家協会・第5回理事会            |
|    | 15(火)～19(土) 第18回IADL大会(ブリュッセル)    |
|    | 26(土) 東海支部総会                      |
| 5月 | 16(金) 日本国際法律家協会・第6回理事会            |
|    | 7(水)～8(木) 平和への権利、議員要請・団体回り        |
|    | 8(木) 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会・会議     |
|    | 27(火) 平和への権利・院内集会                 |

### 今後の予定

- |    |  |
|----|--|
| 6月 | 27(金) 塩川頼男氏セレモニー(ジュネーブ・ジョンノックスにて)        |
|    | 30(月)～7月4日(金) 平和への権利・作業部会(ジュネーブ・国連人権理事会) |
| 7月 | 10(木) 日本国際法律家協会・第7回理事会                   |

### 編集後記

安倍政権は、昨年は96条先行改憲という戦略で臨みましたが、改憲派学者からも批判を受け挫折しました。そこで登場したのが、これまでの憲法9条の政府解釈を変更し、集団的自衛権を容認する解釈改憲と国家安全保障基本法案による立法改憲です。

しかし、こうした一連の動きは、憲法9条改憲に反対する国民が多数を占める中で、正規の改憲手続によるという正面突破ができないが故に、解釈改憲・立法改憲という姑息なでしか改憲を実現できないことを示しています。私たちは、国際活動も含めて、様々な分野で、様々なやり方と工夫をもって様々な人たちと共闘することにより、改憲阻止のための反撃の波を作ってゆきたいと思います。なお、4月5、6日に行われた「原発と人権 全国交流集会」と4月15～20日に行われたIADLブリュッセル大会の報告は、次号(181号)に掲載の予定です。